

○田布施町における営業所の専任技術者に係る主任技術者等の兼務に関する運用基準

令和7年2月3日

訓令第6号

(趣旨)

第1条 この基準は、建設業法（昭和24年法律第100号）、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国総建第315号）及び営業所における専任の技術者の取扱いについて（平成15年国総建第18号）で規定する建設工事の適正な施工を図るため、工事現場における技術上の管理を行う主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の兼務について定めるもののほか、町が発注する建設工事の適正な履行を促すため、営業所の専任技術者が主任技術者等及び現場代理人を兼務することについて必要な事項を定めるものとする。

(町内の工事)

第2条 町内の工事については、全て近隣工事として取り扱うものとする。

(主任技術者等の兼務を認める要件)

第3条 町内の営業所の専任技術者が主任技術者等を兼務することを認める要件は、次の各号を全て満たす場合とする。

- (1) 田布施町発注の工事であること。
- (2) 請負契約額が4,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）の工事であること。
- (3) 町内の工事現場と町内の営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること。
- (4) 所属建設業者の経営者であること又は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(現場代理人の兼務を認める要件)

第4条 町内の営業所の専任技術者が現場代理人を兼務することを認める要件は、次の各号を全て満たす場合とする。

- (1) 田布施町発注の工事であること。
- (2) 請負契約額が4,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）の工事であること。
- (3) 町内の工事現場と町内の営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること。
- (4) 所属建設業者の経営者であること又は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (5) 兼務する工事の数が2を越えないこと。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。